

監査公表第526号

平成16年11月4日監査公表第510号において公表した平成16年度出資団体監査（工事）の結果に基づき講じた措置について，地方自治法第199条第12項の規定により京都市長から通知があったので，次のとおり公表します。

平成17年11月17日

京都市監査委員 田 中 セツ子
同 小 林 昭 朗
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

平成16年度出資団体監査（工事）結果に対する措置状況

（京都市住宅供給公社 - 1）

監 査 の 結 果
委託仕様書では，毎日行う業務を定めているが，提出された業務月報によると毎日行っていないものがあった。 適正な履行確認を行うよう改められたい。 （せせらぎ水路の保守管理業務委託ほか）

講 じ た 措 置
委託仕様書で定める毎日行う業務について，日報は作成されていたが，月報への転記が不十分なまま提出されており，担当課での確認もまた不十分であった。 現在は正確な報告書を提出させている。 今後は，報告書の記載内容を十分に確認したうえで受領することを平成16年12月21日の定例幹部会で周知徹底した。

(京都市住宅供給公社 - 2)

監 査 の 結 果

業務委託期間が平成15年4月1日から平成16年3月31日までであるにもかかわらず、消防設備外観及び機能点検を委託期間が過ぎた平成16年4月12日に実施していた。

適正な履行確認を行うよう改められたい。

(久我の杜建物設備保守点検業務委託)

講 じ た 措 置

今後は契約期間内に委託業務が完了するように受託者を指導するとともに、同様な不備がないように平成16年12月21日の定例幹部会で周知徹底した。

(監査事務局第一課)